

表 「製造業の秩序ある移転促進に関する指導意見」の主な内容

	項目	主な内容
1	中国国内における産業の国内での段階的移転推進	<p>労働集約型産業の、中西部地域の労働力が豊富で交通の利便性が高い地域への移転。</p> <p>技術集約型産業の中西部地域・東北地域の中心都市・省レベル副都心などへの移転。</p> <p>高エネルギーコスト企業の西部地域のクリーンエネルギーに優位性を持つ地域への集約化。</p> <p>ソフトウェア、情報サービス、インダストリアルデザインなどの生産サービス業と製造業の共同移転。</p> <p>質の高い企業の関連産業を伴った形での中西部地域・東北地域への移転。</p> <p>エネルギー転換を進め、高エネルギー消費・高排出プロジェクトの盲目的発展を抑制。</p>
2	各地の優位性の発揮を通じた産業移転受け入れ	<p>東部地域から西部地域への産業移転を通じたエネルギー化学工業、資源を活用した高付加価値な加工、新材料、軽工業など労働集約型産業、グリーン食品基地の建設およびハイテク産業・先端製造業基地の建設。</p> <p>東北地域のハイレベル設備、航空産業などのレベルアップ、東部地域との「一対一」の協力深化。</p> <p>中部地域への新興産業の配置・移転、エネルギー原材料基地、現代設備製造・ハイテク産業基地の構築。</p> <p>東部地域におけるキーテクノロジーイノベーションの強化、イノベーション発信能力とグローバル資源配置能力の向上を通じた世界的な先進製造業クラスターの育成の加速化。</p>
3	特殊地域での特徴ある産業の受け入れ・発展奨励	<p>産業園地の共同設立などを通じた、貧困地域を重点とする発展の遅れた地域への産業の段階的移転。</p> <p>「革命老区」(中華人民共和国設立以前の革命拠点)での農産品・副産品加工などの発展奨励および新素材、エネルギー・化学工業、バイオ・医薬、電子・情報、再生可能エネルギーなどの優位性のある産業の受け入れ。</p> <p>辺境地域での資源優位性を生かした発展支援および関連産業の受け入れ。</p> <p>資源型地域の資源を活用した後継産業・代替産業の発展を通じた構造転換・レベルアップ促進。</p> <p>旧来の工業都市の製造業の構造転換・レベルアップモデル区の建設。</p>
4	中心都市・都市クラスターにおける質を意識した形での産業の受け入れ推進	<p>中心都市が有する周辺部への影響力を活用し、産業チェーンのレベルアップとその機能を生かした都市クラスターの共同発展を推進。</p> <p>都市クラスター内での分担、産業発展プラットフォーム構築を奨励。</p> <p>超大型都市、特大都市の中心地域からの一般的製造業、地域的物流基地などの機能・施設を分散化。</p> <p>超大都市・特大都市の産業をコストが比較的低い大中都市に移転し、機能を分散化。各地の特徴に応じて先端製造業基地、商品・貿易物流センター、エリア内専門サービスセンターなどを設置。</p> <p>県レベルの移転受け入れ能力を向上。</p> <p>都市クラスターを中心に、地域レベルの緊急物資生産保障基地を建設し、救援対応、防疫などの緊急物資産業の科学的・合理的な集積を図る。</p>
5	産業移転の国際協力の推進	<p>外資系企業の参入前内国民待遇とネガティブリスト管理制度のさらなる整備を通じた国際的産業移転の受け入れ。</p> <p>東部地域の国際産業協力における先導的地位を固める。中西部地域・東北地域の開放を加速化し、これら地域への加工貿易の段階的移転受け入れを支援。</p> <p>「一帯一路」沿線国との産業協力強化、市場・規則・標準などでの協力促進。</p> <p>辺境地区と隣接国との隣接地域での地域産業協力の奨励。</p> <p>国家レベル開発区でのハイテク分野での国際協力推進。</p>
6	新たな産業移転協力モデルの構築	<p>産業チェーン・サプライチェーン強化のための産業移転協力プラットフォーム構築。</p> <p>東部地域の委託形式、共同建設などによる中西部地域・東北地域の発展支援。</p> <p>東部地域の産業園区内に中西部地域・東北地域が園区内園区を設立。</p> <p>東部地域の科学技術イノベーション成果の中西部地域・東北地域でのインキュベーション・産業への応用奨励。</p>
7	産業移転支援に向けた支援システム・メカニズムの整備	<p>国家産業移転情報サービスプラットフォーム整備を通じた地域間の「一対一」での移転マッチング活動の実施。</p> <p>産業移転に関する典型的な協力モデルを選定し、モデルの質的な向上と他への適用を進める。</p> <p>産業移転の追跡調査、産業移転受け入れ評価指数の構築。</p> <p>産業移転元と受け入れ地域における生産額、収益、用地などの指標の共有メカニズムの構築を奨励。</p> <p>エコ製品の価値健全化実現メカニズムを整備、生態環境損害賠償・生態保護保障制度を厳格に実行。</p> <p>省レベル政府による住所と経営場所の分離登記パイロット事業の実施推進。</p> <p>経営許可・営業許可の分離改革の深化。</p> <p>中西部地域への段階的な形で全面的な移転を行う企業に対する、旧所在地で取得した税関信用レベルに基づく監督・管理。</p> <p>総合保税区分および保税監督・管理エリアの設立支援。</p>
8	産業移転に関連する政策的環境の最適化	<p>外商投資産業目録、産業発展・移転指導目録の改定。</p> <p>西部地域奨励産業目録、産業構造調整指導目録の実施。</p> <p>産業移転支援のための金融業務の発展。</p> <p>産業移転基金の設立。</p> <p>港湾、物流園地などの整備による物流コスト削減。</p> <p>開発区の用地比率の向上による土地活用。</p> <p>産業移転に対応できる関連技能人材の育成、西部地域・東北地域の人材資源市場整備の支援。</p> <p>職業資格・技能など級・職種の地域間相互認証。</p>

(出所)「製造業の秩序ある移転促進に関する指導意見」を基に作成